

愛媛大学総合情報メディアセンター運営委員会規程

〔平成30年4月1日〕
規則第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学総合情報メディアセンター規則第10条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛媛大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の運営に係る基本事項に関すること。
- (2) センターの予算及び決算に関すること。
- (3) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センターの専任教員
 - (3) センターの兼任教員
 - (4) 各学部の専任教員 各1人
 - (5) 情報推進課長
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号の委員は、各学部長が推薦し、学長が任命する。
- 3 第1項第6号の委員は、運営委員会の議を経て委員長が推薦し、学長が任命する。
- 4 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員(代理者を含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会に関する事務は、情報推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。